社会福祉法人　るりこう会　こはく苑
「指定訪問介護」「指定第１号訪問事業」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
（栃木県指定　第 0970201554 号）

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◇目次◇◆

１．　事業者
２．　事業所の概要
３．　事業施設地域及び営業時間
４．　職員の体制
５．　当事業所が提供するサービスと利用料金
６．　サービスの利用に関する留意事項
７．　苦情の受付について
８．　第三者評価の実施の有無
９．　事故発生時の対応について
１０．緊急時の対応
１１．虐待防止に関する対策
１２．身体拘束適正化の推進
１３．非常災害対策
１４．感染症の予防及びまん延防止のための対策
１５．ハラスメント対策について

１．　事業者

（１）法人名　　社会福祉法人るりこう会
（２）法人所在地　　栃木県足利市堀込町２００６番地１
（３）電話番号　　０２８４－７３－５８９０
　　FAX　　０２８４－７３－５８９１
（４）代表者氏名　　理事長　　仙田 惠一
（５）設立年月　　平成１７年　９月　７日

２．　事業者の概要

（１）事業所の種類　　指定訪問介護事業所・　指定第１号訪問事業所
　　平成　18 年 7　月１　日指定　栃木県　第 0970201554 号
（２）事業の目的　　社会福祉法人るりこう会が開設するこはく苑における指定訪問介護・指定第１号訪問事業は、在宅の要介護者又は要支援者にある高齢者に対し、入浴、排泄、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の日常生活上のサービスを提供し、もって、利用者及びその家族の福祉の向上を図る。
（３）事業所の名称　　こはく苑訪問介護事業所
（４）事業所の所在地　　栃木県足利市堀込町２００６番地１
（５）電話番号　　０２８４－７３－５８９０
　　FAX　　０２８４－７３－５８９１

（6）事業管理者　　足立 嘉子

（7）当事業所の運営方針

要介護者等が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮しつつ、身体介護その他生活全般にわたる援助を行う。

事業の実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（8）開設年月　平成１８年７月１日

（9）事業者が行っている他の業務

特別養護老人ホーム
認知症対応型通所介護
居宅介護支援事業所

３．　事業実施地域及び営業時間

（1）通常の事業の実施地域

足利市　　太田市　　大泉町　　邑楽町

（2）営業日及び営業時間

営業日	３６５日
受付時間	毎日　午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
サービス提供時間帯	毎日　午前 7 時 00 分～午後 22 時 00 分

４．　職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	計	資格等	兼務の有無
事業管理者	1 名		1 名	介護福祉士	サービス提供責任者
サービス提供責任者	1 名		1 名	介護福祉士	事業管理者（1 名）
訪問介護員	4 名	1 名	5 名	介護福祉士 4 名 正看護師 1 名	専従 3 名 兼務 2 名 ・特養職員

５．　当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

（1） 利用料金が介護保険から給付される場合
（2） 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

（1）介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 9 割、一定以上の所得のある方は 8 割または 7 割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要と利用料金＞

○　身体介護
入浴・排泄・食事等の介護を行います。

○　生活援助
調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話を行います。

○　通院等のための乗車または降車の介助
通院等の為、車両への乗降や移動の介助、通院先での受診の手続き等を行います。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

≪支援内容≫

身体介護

〇入浴介助
…入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）等

〇排せつ介助
…排せつの介助、おむつ交換

〇食事介助
…食事の介助

〇体位介助
…体位の変換

〇服薬管理

〇更衣介助

〇自立生活支援のための見守り的援助（自立支援、ADL 向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態を行う見守り等）
・利用者と一緒に手助けしながら行う調理
・入浴、更衣等の見守り
・ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ
・移動時、転倒しないように側について歩く
・車イスでの移動介助を行って店に行き、本人が自ら品物を選べるよう援助
・洗濯物をいっしょに干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行う
・認知症の高齢者の方といっしょに冷蔵庫のなかの整理等を行うことにより、生活暦の喚起を促す

生活援助

〇調理
…ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）

〇洗濯
…ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）

〇掃除
…ご契約者の居室の掃除を行います。（ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）

〇買い物
…ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

※生活援助のうち、訪問介護員等が代行するのではなく、安全を確保しつつ常時介助できる状態で見守りながら行うものであって、日常生活動作向上の観点から、ご利用者様の自立支援に資するものは身体介護に該当します。

乗降介助
…ご契約者の通院等に関わる車両への乗降の介助や、通院先での移動の介助や受診の手続きなどを行います。

＜サービス利用料金＞

※　それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前８時から午後６時）での料金は次の通りです。

	サービスに要する時間		20 分未満	30 分未満	30 分以上 （1 時間未満）	1 時間半以上 （30 分増すごとに）
身体介護	利用料（介護報酬総額）		１，６３０円	２，４４０円	３，８７０円	５，６７０円＋ （３０分増すごとに８２０円）
	利用者自己負担額	１割負担	１６３円	２４４円	３８７円	５６７円＋ （３０分増すごとに８２円）
		２割負担	３２６円	４８８円	７７４円	１，１３４円 （１６４円）
		３割負担	４８９円	７３２円	１，１６１円	１，７０１円 （２４６円）
生活援助	利用料（介護報酬総額）			２０分以上 ４５分未満	４５分以上	
				１，７９０円	２，２００円	
	利用者自己負担額	１割負担		１７９円	２２０円	
		２割負担		３５８円	４４０円	
		３割負担		５３７円	６６０円	

身体介護に引き続き生活援助を行う場合

		２０分以上	４５分以上	７０分以上
１割負担	利用者自己負担額	６５円	１３０円	１９５円
	利用料（介護報酬総額）	６５０円	１，３００円	１，９５０円
２割負担	利用者自己負担額	１３０円	２６０円	３９０円
	利用料（介護報酬総額）	１３００円	２，６００円	３，９００円
３割負担	利用者自己負担額	１９５円	３９０円	５８５円
	利用料（介護報酬総額）	１，９５０円	３，９００円	５，８５０円

通院等乗降介助　　…利用料（介護報酬総額）９７０円
１割負担：９７円　２割負担：１９４円　３割負担：２９１円

初回加算　　…初回利用月のみ２,０００円
(第一号訪問事業含)　　ご利用者様負担分…１割負担の方２００円　２割負担の方４００円
３割負担の方６００円
新規に訪問介護計画を策定したご利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に訪問介護を行った場合、又は他の訪問介護員等が初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に適用します。

緊急時訪問介護加算　　…１回につき　１,０００円
ご利用者様負担分…１割負担の方１００円　２割負担の方２００円
３割負担の方３００円
身体介護についてご利用者または家族間の要請で、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携し、ケアマネジャーが必要と認めた場合に居宅サービス計画で予定されていない訪問介護を緊急に行った場合に適用します

特定事業所加算Ⅱ　　…１か月利用料に対して 10%

介護職員等処遇改善加算Ⅰロ　　…１か月利用料に対して 28.7%

指定第一号訪問事業

		訪問型サービスⅠ型 事業対象者・要支援１・２ （週１回程度）	**訪問型サービスⅡ型** 事業対象者･要支援1･2 （週２回程度）	**訪問型サービスⅢ型** 要支援2 （週２回を超える程度）
利用料金		11,760 円／月	23,490 円／月	37,270 円／月
利用者自己負担額	１割負担	1,176 円／月	2,349 円／月	3,727 円／月
	２割負担	2,352 円／月	4,698 円／月	7,454 円／月
	３割負担	3,528 円／月	7,047 円／月	11,181 円／月

原則として以上の料金の１割（一定以上の所得のある方は２割または３割）負担となります。
ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

※訪問型サービスⅠ・Ⅱ型を利用出来るのは次の方
・基本チェックリストにより総合事業対象者（生活機能の低下がみられ、要支援状態となるおそれがある高齢者）と認定された方
・要支援１、２の方

訪問型サービスⅢ型を利用出来るのは次の方
・要支援２の方
☆週３回を超える利用は、要支援１と同様に事業対象者の方のご利用は出来ません。

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆平常の時間帯（午前８時から午後６時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額範囲内であれば、介護保険給付の対象になります。
・夜間（午後６時から午後１０時まで）：２５％
・早朝（午前６時から午前８時まで）：２５％
・深夜（午後１０時から午前６時まで）：５０％

☆訪問介護養成研修３級課程（ヘルパー３級）修了者による身体介護サービスについては、表の利用料金の２０％が割り引かれます。

☆２人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合＊は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の２倍の料金をいただきます。
＊２人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）
・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合
・その他利用者の状況等から、適当と認められるケース

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（１）介護保険給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

①　介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご利用者の負担となります。

②　介護保険給付が認められていないサービス

緊急やむを得ない理由等で、介護保険給付が認められていないサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご利用者の負担となります。この場合、事業者とご利用者は事前に協議を行い、サービスの提供が可能か確認をした上で、サービスの提供を開始する事とします。

③その他のサービス

随時実施予定

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う２ヶ月前までにご説明します。

（２）交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

（3）利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、１ヵ月ごとに計算しご請求しますので、翌月２７日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（１ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア　サービス提供責任者訪問時の支払い

イ 指定口座への振込み金融機関口座からの自動引き落とし

（別途お申し込みが必要となります）

（4）利用の中止、変更、追記

〇利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。

〇利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の１０％ （自己負担額相当）

〇サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼動状況により契約者の希する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

６．　サービスの利用に関する留意事項

（1）サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

（2）訪問介護員の交替

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認める事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることが出来ます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

（3）サービス実施事の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

契約者は「５．当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合は電話等も使用させていただきます。

（4）サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

（5）訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

①医療行為
②ご契約者もしくはその家族等からの金銭又は物品の授受
③ご契約者のご家族等に対する訪問介護サービスの提供
④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
⑥その他ご契約者もしくはそのご家族等に行う迷惑行為

7．　苦情の受付について

（1） 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）
管理者　　足立 嘉子

サービス提供責任者　　足立 嘉子

○電話番号　０２８４－７３－５８９０

ＦＡＸ　　０２８４－７３－５８９１

（2）行政機関その他苦情受付機関

栃木県高齢対策課 介護保険班	所在地　栃木県宇都宮市塙田１－１－２０ 保健福祉部高齢対策課 （県庁舎本館４Ｆ） 電話番号　０２８－６２３－３０４８
足利市役所　元気高齢課	所在地　栃木県足利市本城３丁目２１４５ 電話番号　０２８４－２０－２１３６
栃木県国民健康保険団体連合会	所在地　栃木県宇都宮市本町３－９　（合同ビル６Ｆ） 電話番号　０２８－６２２－７２４２
栃木県社会福祉協議会	所在地　栃木県宇都宮市若草町１－１０－６ 電話番号　０２８－６２２－０５２４
安足健康福祉センター	所在地　足利市真砂町１－１ 電話番号　０２８４－４１－５９００
群馬県国民健康保険団体連合会	所在地　前橋市元総社町３３５番地８ 電話番号　０２７－２９０－１３６３
太田市健康医療部長寿あんしん課	所在地　太田市浜町２番３５号 電話番号　０２７６－４７－１８５６
大泉町国保介護課介護保険係	所在地　群馬県邑楽郡大泉町日の出５５番地１号 電話番号　０２７６－６３－３１１１
邑楽町健康福祉課	所在地　邑楽町大字中野２５７０番地１ 電話番号　０２７６－４６－５０２１

８．　サービスの第三者評価の実施状況等

第三者による評価の実施状況	１　あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	１　あり　　２　なし
	2　なし		

９．　事故発生時の対応について

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、速やかに協力医療機関や主治医への連絡等を行い、ご家族に報告いたします。管理者は、災害等による緊急時に、利用者の安全確保を最優先に避難誘導及び関係各所への通報を行います。

１０．緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合には、速やかに主治医等へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
※緊急時のマニュアルを作成し、職員一人ひとりが的確に対応できるよう努めております。

対応可能時間　８:３０～１７:３０

主治医	医療機関名	
	連　絡　先	
緊急時	希望医療機関	
緊急連絡先	氏　　名	
	続　　柄	
	連　絡　先　①	
	連　絡　先　②	

１１．虐待防止に関する対策

虐待の防止の発生又はその再発を防止するため、虐待防止に関するマニュアルを作成し、従業者教育を行います。

１２．身体拘束適正化の推進

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。

ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときには、利用者やその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間等を説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合、身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容を記録し、5 年間保存します。また、事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

１３． 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、業務継続計画を作成します。また、常に関係機関と連絡を密にし、非常災害時には必要な措置を講じます。

１４． 感染症の予防及びまん延防止のための対策

事業所内の衛生管理、介護ケアにかかる感染対策を行い、感染症の予防に努めます。発生時の対応についてはマニュアルを作成し、研修及び訓練を行います。

１５． ハラスメント対策について

事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

ハラスメントは、介護サービスの提供を困難にし、関わった訪問介護員の心身に悪影響を与えます。下記の様な行為があった場合、状況によっては重要事項説明書に基づき介護サービスの提供を停止させて頂く場合があります。

（１） 性的な話をする、必要もなく手を触る等のセクシャルハラスメント行為
（２） 特定のヘルパーに嫌がらせをする、理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力
（３） 叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力
（４） 長時間の電話、ヘルパーや事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる等の、その他の行為

Ver.H20260601

指定訪問介護・指定第１号訪問事業サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和　　年　　月　　日

こはく苑訪問介護事業所

説明者名　　足立　嘉子　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護・指定第１号訪問事業サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

代理人住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印